

新少年院法及び少年鑑別所法の施行について

本年6月1日、新少年院法及び少年鑑別所法が施行されます。
少年院法は約66年振りに全面改正され、少年鑑別所法は新たに整備されます。

1 再非行防止に向けた取組の充実を図ります

- ◎ 少年院
 - ・ 個々の在院者の特性に応じた矯正教育の充実を図ります。
 - ・ 職業生活への定着のためのスキルを向上させる指導を実施します。
 - ・ 保護観察所との連携の下、帰住先の確保や就労等の支援を積極的に実施します。
 - ・ 出院者や保護者等からの相談に応じることができる制度が新たに導入されます。
- ◎ 少年鑑別所
 - ・ 在所者に対し、自主性を尊重しつつ、健全な育成のための支援を実施します。
 - ・ 専門的機能を活用し、地域社会における非行・犯罪の防止に関する援助を実施します。



SST(ソーシャル・スキルズ・トレーニング)の授業風景



ハローワークの見学

2 適切な処遇を実施し、在院者等の立ち直りを支えます

- ・ 在院者、在所者の権利・義務関係、職員の権限を明確化します。
- ・ 法務大臣に対する救済の申出等の不服申立制度が創設されます。



施設参観の様子

3 社会に開かれた施設運営を推進します

- ・ 視察委員会を設置し、施設運営の透明化を確保します。
- ・ 地域住民等の参観を積極的に実施します。